



消費生活

サポーター通信

令和7年度第12号

今月のテーマ



賃貸アパートの トラブルが増えています

事例

- ・住んでいる賃貸アパートで水漏れが発生した
- ・過去にも2回発生し、その時は貸主が修繕してくれたが、今回は何度催促しても修繕してくれない
- ・部屋の一部が使用できないままだが、職場に近いため住み続けたいと思う一方で、今までと同じ家賃を払い続けることに納得できない



アドバイス

- 賃貸アパート入居中のトラブルの相談が増えています
- 建物の賃貸借契約が締結されている間、貸主は故障した設備の修理や建物の補修などの修繕をする義務があります
- 一方、借主は修繕を要する不具合を発見したときは、貸主に通知する義務があります
- 借主に責任のない事由により、建物の一部が使用できない場合、賃料の減額が認められるケースがありますので、賃貸アパートのトラブルで困ったら、消費者ホットラインへ相談しましょう



◆ご相談は...

消費者ホットライン

局番なし

い や や
☎ 188



(お近くの消費生活センターにつながります)

令和8年3月発行

青森県消費生活センター

☎017-722-3343 (平日9時~17時30分

土・日・祝日10時~16時

※年末年始休)

公式LINE登録してね

友達登録方法

●右のQRコードを読み込む



または

●LINEの「友だち追加」から「@638mbqrj」をID検索する

青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
テルミちゃん
※(LINE)